

議 第 17 号

令和3年3月25日提出

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部改正について

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部を次のように改正したいので議決を求めらる。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部を次のように改正する。

熊本市教育委員会事務局内部組織規則（平成24年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「教育政策課」の次に「、青少年教育課」を加え、第3項中「、青少年教育課」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（提出理由）

青少年教育課に新たに副課長の職を設置する等のため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めらるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

○熊本市教育委員会事務局内部組織規則（平成24年教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（職制）</p> <p>第4条 事務局に教育次長、部に部長、課に課長及び主査を置く。</p> <p>2 教育政策課、<u>青少年教育課</u>、指導課及び健康教育課に副課長を置く。</p> <p>3 学校施設課_____及び総合支援課に課長補佐を置く。</p> <p>4 教育相談室及び人権教育指導室に室長を置く。</p> <p>5 特別支援教育室に室長及び主査を置く。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、事務局に総括審議員、部に首席審議員及び首席教育審議員、課に審議員、教育審議員及び政策審議員並びに課及び室に主幹、参事その他必要な職員を置くことができる。</p>	<p>（職制）</p> <p>第4条 事務局に教育次長、部に部長、課に課長及び主査を置く。</p> <p>2 教育政策課_____、指導課及び健康教育課に副課長を置く。</p> <p>3 学校施設課、<u>青少年教育課</u>及び総合支援課に課長補佐を置く。</p> <p>4 教育相談室及び人権教育指導室に室長を置く。</p> <p>5 特別支援教育室に室長及び主査を置く。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、事務局に総括審議員、部に首席審議員及び首席教育審議員、課に審議員、教育審議員及び政策審議員並びに課及び室に主幹、参事その他必要な職員を置くことができる。</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日施行する。